

第7回徳山ダム事業費管理検討会

資料

平成18年5月12日

独立行政法人
水資源機構中部支社

資料 - 1

徳山ダム事業費管理検討会規約変更について

徳山ダム事業費管理検討会規約

(趣旨)

第1条 徳山ダム事業費管理検討会(以下「検討会」という。)の組織及び運営に関しては、この規約の定めるところによる。

(目的)

第2条 徳山ダム事業の全てにわたり、事業費、事業量及び実施工程の確認を行うとともに、さらなる縮減を含む事業費縮減の実施状況の確認を行うことにより、適正な事業執行を行うことを目的として「検討会」を設置する。

(会員)

第3条 検討会は、次に掲げる会長及び会員により組織する。

| | | |
|----|---------------------------|--------------------------|
| 会長 | 国土交通省中部地方整備局 | 河川部長 |
| 会員 | 岐阜県 県土整備 基盤整備部 | 県土整備部長 建設管理局长 |
| | 愛知県 地域企画 振興部 | 地域企画 振興部長 |
| | 建設部 | 建設部長 |
| | 企業庁 | 水道部長 |
| | 三重県 政策 地域振興部 | 政策 地域振興部長 |
| | 県土整備部 | 県土整備部長 |
| | 名古屋市上下水道局 | 技術本部長 |
| | (独)水資源機構中部支社 | 副支社長 |

(会長)

第4条 会長は、国土交通省中部地方整備局河川部長が務めるものとし、会務を総理し検討会を代表する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 検討会に幹事会を置くものとする。

2 幹事会に属すべき幹事は、検討会を組織する会長及び会員がそれぞれ指名する者とする。

3 幹事長は、国土交通省中部地方整備局河川部河川調査官が務めるものとし、幹事会の事務を掌理する。

4 幹事長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(検討会の所掌業務)

第 6 条 検討会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- 一 事業（事業費・事業量・実施工程）の執行状況について
- 二 さらなる縮減を含む事業費縮減の実施状況について
- 三 事業執行上の課題について

(検討会の開催)

第 7 条 検討会の開催時期は、年度当初、年度末の年 2 回を基本とするが、会長が必要と判断した場合は随時開催することができるものとする。

- 2 幹事会は、検討会に先立ち開催することを基本とし、必要に応じて開催できるものとする。
- 3 検討会は原則として非公開とする。ただし、会議の概要については公表する。また、幹事会については、非公開とする。

(事務局)

第 8 条 事務局は、独立行政法人水資源機構中部支社建設部 ~~第一設計課~~ 事務課に置くものとし、検討会に関する庶務は事務局において処理する。

(会議の招集)

第 9 条 検討会の招集は、会長の確認を得て事務局が招集する。また、幹事会の招集は、幹事長の確認を得て事務局が招集する。

(守秘義務)

第 10 条 会員及び幹事は、第 7 条各号に規定する業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(補則)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この規約は、平成 16 年 6 月 22 日から実施する。

この規約は、平成 16 年 8 月 18 日から実施する。 —

この規約は、平成 18 年 月 日から実施する。

山林公有地化について
・年度契約

徳山ダム上流域の公有地化事業に関する平成18年度契約書

岐阜県（以下「甲」という。）と独立行政法人水資源機構（以下「乙」という。）は、平成17年10月31日付けで締結した「徳山ダム上流域の公有地化事業に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第4条第1項に規定する平成18年度契約について、次のとおり締結する。

第1条 乙が甲に支払う基本協定書第5条第1項に規定する平成18年度に係る年度負担金は、金9,000,000,000円とする。

第2条 甲は、この契約締結後、速やかに資金計画を作成し、乙に提出するものとする。
この契約を変更した場合も、同様とする。

2 乙は、前項に定める資金計画に基づき甲が発行する納入通知書により、前条に定める負担金を甲に支払うものとする。

第3条 甲は、当該年度に行った業務について、翌年度の6月末までに乙へ報告するものとする。

第4条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書に疑義が生じた事項の取扱い若しくはこの契約書を変更する必要がある場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

なお、本契約は4月1日に遡及して適用する。

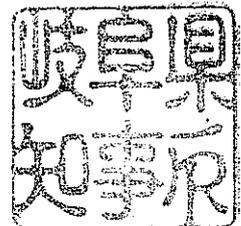
平成18年4月3日

甲 岐 阜 県
知 事

古 田 肇

乙 独立行政法人水資源機構分任契約職
徳山ダム建設所長

自 閑 茂 治



徳山ダム上流域の公有地化事業に関する平成18年度契約書

揖斐川町（以下「甲」という。）と独立行政法人水資源機構（以下「乙」という。）は、平成17年10月31日付けで締結した「徳山ダム上流域の公有地化事業に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第4条第1項に規定する平成18年度契約について、次のとおり締結する。

第1条 乙が甲に支払う基本協定書第5条第1項に規定する平成18年度に係る年度負担金は、金500,000,000円とする。

第2条 甲は、この契約締結後、速やかに資金計画を作成し、乙に提出するものとする。
この契約を変更した場合も、同様とする。

2 乙は、前項に定める資金計画に基づき甲が発行する納入通知書により、前条に定める負担金を甲に支払うものとする。

第3条 甲は、当該年度に行った業務について、翌年度の6月末までに乙へ報告するものとする。

第4条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書に疑義が生じた事項の取扱い若しくはこの契約書を変更する必要があるが生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

なお、本契約は4月1日に遡及して適用する。

平成18年4月3日

甲 揖斐川町長

宗 宮 孝



乙 独立行政法人水資源機構分任契約職
徳山ダム建設所長

自 閑 茂



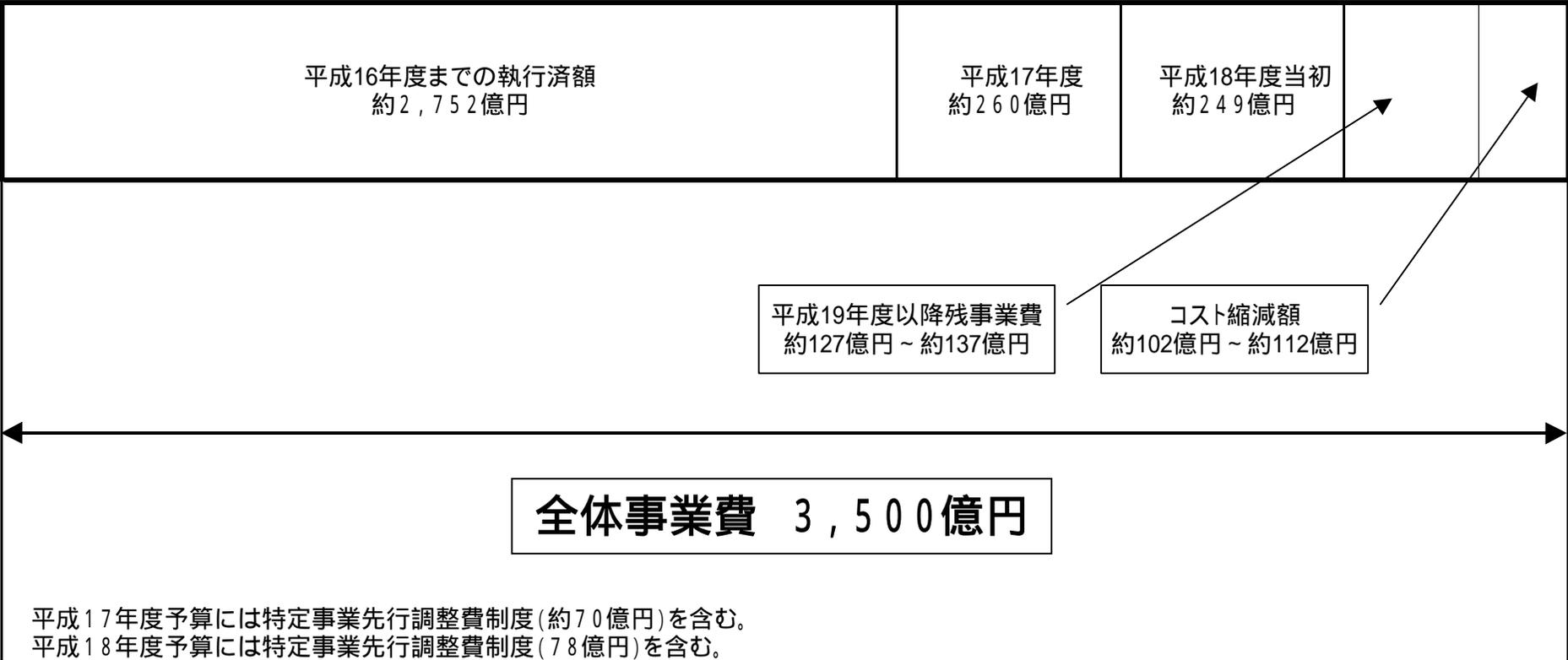
資料 - 3

事業費管理について
・全体事業費の執行状況

事業費管理について

・全体事業費の執行状況及び予定

(平成18年5月12日現在)



(2)平成17年度予算の執行状況及び平成18年度予算の執行計画(案)

(平成18年5月12日現在)

平成17年度予算の執行状況

単位:百万円

| | | | | | | | | | | |
|------|--------|-------|-----------|-------------|---------------------|---------|-------|--------|-------------|-------------|
| 当初 | 26,023 | | | | | | | | | |
| | 工事費 | | | | 測量 及び 試験 費 | 用地及び補償費 | | 船 機 | 営 繕 費 | 事 務 費 |
| | ダム費 | | 管理設 備費 | 仮 設 備 | | 補償費 | 補償工事費 | | | |
| | 15,184 | 1,006 | 102 | 708 | 1,200 | 5,756 | 97 | 77 | 1,893 | |
| 計画変更 | 7,512 | 2,229 | 102 | 659 | 733 | 13,542 | | 97 | 77 | 1,072 |

平成18年度予算の執行計画(案)

単位:百万円

| | | | | | | | | | | |
|-------|--------|----|-----------|-------------|---------------------|---------|-------|--------|-------------|-------------|
| 当初 | 24,932 | | | | | | | | | |
| | 工事費 | | | | 測量 及び 試験 費 | 用地及び補償費 | | 船 機 | 営 繕 費 | 事 務 費 |
| | ダム費 | | 管理設 備費 | 仮 設 備 | | 補償費 | 補償工事費 | | | |
| 8,715 | 1,871 | 30 | 394 | 1,564 | 10,597 | 97 | 77 | 1,586 | | |

予算額は、百万円以下を四捨五入している。
 平成17年度予算には、特定事業先行調整費制度(約70億円)が含まれている。
 平成18年度予算には、特定事業先行調整費制度(78億円)が含まれている。

資料 - 4

徳山ダム廃棄物対策検討委員会の報告について

「第2回徳山ダム廃棄物対策検討委員会」審議内容メモ

日 時：平成 18年2月23日（木） 13:30～15:30
場 所：ぱ・る・るプラザG I F U 5階 長良1
出席者：（委 員）藤縄委員長、田中委員、湯浅委員（abc順）
（事務局）2 2名

【審議内容等】

1. 前回委員会の審議内容等の確認
第1回委員会（平成 17年11月16日）の審議内容を確認した。
2. 調査結果について
調査結果について、以下のとおり内容を審議し指摘した。
 - 1) 犬谷・下開田について以下の点を把握すること。
 - ・盛土の透水性の把握。
 - ・地下水位の変動、特に河川水位と降雨との関係についての把握。
 - 2) 鉛が検出している地点があったが、鉛の化学的形態により、処理方法を選択できるので形態を把握できる分析を実施すること。
3. 処理方針について
処理方針について、以下のとおり内容を審議し指摘した。
 - 1) 上開田・戸入・門入・櫛原・塚地区については、掘削除去方針で了解するが、処理方法検討時には二次汚染を考慮すること。
 - 2) 犬谷、下開田については、調査結果を待つこととするが、存置する対策を検討する場合には、リスクの評価やモニタリングの方法及び貯水池運用方法などについて、検討すること。その上で、掘削除去による対策等とコスト比較なども行って、総合的な検討を行うこと。
4. 今後のスケジュールについて
今後のスケジュールについて、説明がなされ確認した。
5. 審議内容の確認
本日（平成 18年2月23日）の審議結果を本メモに基づいて確認した。

以 上

「第3回徳山ダム廃棄物対策検討委員会」審議内容メモ

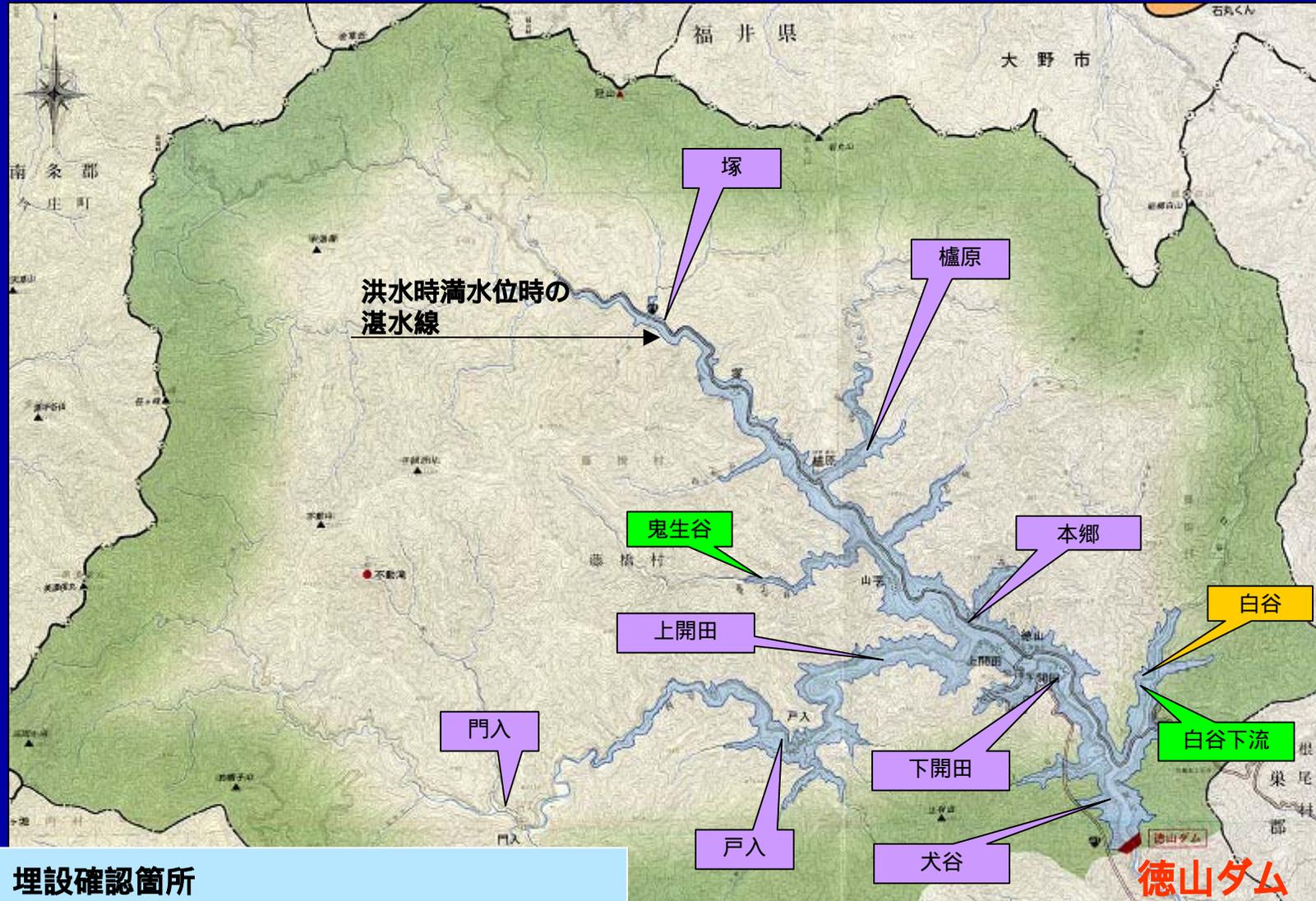
日 時：平成 18年4月12日（水） 14:30～16:20
場 所：ぱ・る・るプラザG I F U 5階 長良1
出席者：（委 員）藤縄委員長、田中委員、湯浅委員（abc順）
（事務局）20名

【審議内容等】

1. 前回委員会の審議内容等の確認
第2回委員会（平成 18年2月23日）の審議内容を確認した。
2. 調査結果について
調査結果について説明がなされ、確認した。
3. 処理方針について
処理方針について、以下のとおり内容を審議し指摘した。
 - 1) 犬谷・下開田については、物理環境等を総合的に検討し、掘削除去する方針とする。
 - 2) スライド資料 P22の「犬谷・下開田」の第四項目、「溶出の可能性があるとあるが、この「溶出」について、「水和」によるものか、「懸濁」によるものかが不明瞭であるので、以下の言葉に直すこと。
 - ・ 原文：底質化及び溶出の可能性があるとある
 - ・ 訂正文：底質化、流亡及び溶出などによる周辺水質への影響の可能性があるとある。スライドの訂正箇所：p22(2カ所), p23
4. 処理方法について
処理方法について、以下のとおり指摘した。
 - 1) 仮置き場等の浸出水について、定期的に水質の確認をすること。
 - 2) 仮締切堤等の設置は、「塚」「門入」に限らず、必要な箇所に設置すること。
5. 埋設廃棄物に関する情報とその対応について
埋設廃棄物に関する情報とその対応について、以下のとおり指摘した。
 - 1) 今後埋設物に関する情報が寄せられ確認された場合には、リスク評価も考慮しながら対応フローを整理しておくこと。
 - 2) スライド資料 P35の4行目「適切に処理する」を「適切に対応する」に修正すること。
6. 今後のスケジュールについて、説明がなされ確認した。
7. 審議内容の確認
本日（平成 18年4月12日）の審議結果を本メモに基づいて確認した。

以 上

徳山ダム事業用地内埋設等箇所



資料 - 5

集団移転地文殊地区等について

集団移転地文殊地区等について

(1)文殊地区地盤沈下対策部の跡地利用・処分の現状

文殊地区地盤沈下対策部の跡地処分については、平成15年3月以降、「集団移転地文殊地区の宅地地盤に関する検討会」の報告等を含めて、地元自治体と相談している。

しかし、地盤沈下対策部の移転補償が完了したが、地盤沈下対策部外について、平成17年12月27日に「宅地地盤に関する評価」をとりまとめ、翌日「集団移転地文殊地区に対する水資源機構の対応方針」を公表して地元関係者と協議を行っているところであり、現段階では跡地利用計画を策定することは困難である。このため、**文殊地区地盤沈下対策部跡地の利用・処分**についての具体の方向性は出ていないが、**引き続き、地元自治体と相談していくこと**としている。

平成18年2月23日に文殊地区自治会の住民説明会を開催し、地盤沈下対策部における建物基礎の撤去について提案したが、受け入れられなかった。

(2)文殊地区地盤沈下対策部外の現状

機構は、1日も早い問題解決に向けて、文殊地区の地盤沈下対策部外における機構の対応方針（建物等の補修）を住民の方々にご理解いただけるよう、本巢市及び文殊団地自治会、文殊団地宅地問題対策協議会の両会長との間で誠意をもって協議を継続してきている。

平成18年2月23日には、文殊地区自治会の住民説明会を開催し、改めて地盤沈下対策部外における機構の対応方針に基づく建物等の補修前調査を説明・提案したが、受け入れられなかった。

機構としては、今後も引き続き、機構の対応方針を住民の方々にご理解いただけるよう両会長との協議を行っていく。

(3)網代地区の現状

機構は、「集団移転地文殊地区の宅地地盤に関する検討会」委員の指導・助言のもと、宅地造成時の調査・設計・施工の状況、既往調査結果及び建物等の損傷状況調査結果、家屋基礎のレベル調査結果等を踏まえ、損傷が生じた原因の推定及び今後の対策についてとりまとめを行い、平成18年1月19日に住民説明会を開催し、建物等の補修に先立つ補修前調査実施の提案を行い、了解された。

その後、住民説明会を受けて、**平成18年2月27日から各区画毎の補修前調査を開始しており、5月11日時点までに対象対象85区画中60区画完了しており、引き続き補修前調査を進めると同時に交渉を行う予定である。**

以上

資料 - 6

事業進捗状況

徳山ダム進捗状況写真

ダム下流からダム地点

ダム右岸上流からダム地点(上流から下流)

国道417号線からダム地点(下流から上流)



平成12年7月17日



平成12年7月17日



平成12年7月17日



平成18年5月8日



平成18年5月8日



平成18年4月24日

ダム地点

(左岸より右岸を望む)

(右岸掘削完了時)



平成12年7月13日



平成14年4月13日

ダム地点

(右岸より左岸を望む) (左岸掘削完了時)

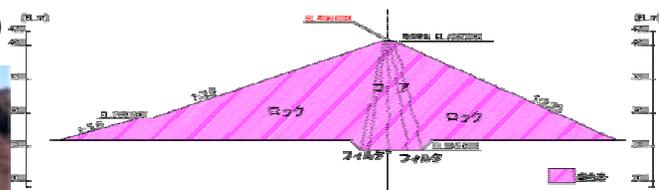


平成12年8月17日



平成14年4月13日

盛立進捗図



平成17年11月末日 堤体盛立完了

ダム地点
(下流ロック盛立状況)

(盛立状況)



平成17年11月28日



平成17年11月28日



平成18年5月8日

徳山ダム進捗状況写真

洪水吐き(越流部)



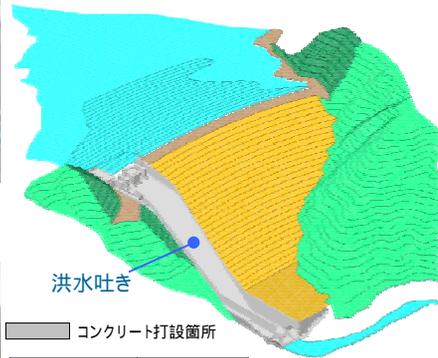
平成18年5月8日

洪水吐き(減勢部)



平成18年5月8日

洪水吐きコンクリート
打設進捗図



| | |
|---------------|-----------------------|
| 設計打設量 | 220,000m ³ |
| 打設済数量 | 219,800m ³ |
| 進捗率 | 99% |
| 平成18年4月30日 現在 | |

原石山(ロック材料)



平成11年11月



平成17年10月21日

コア山(遮水材料)



平成11年11月



平成17年10月21日

下開田プラントヤード
(コンクリート製造設備)



平成16年10月16日

国道6号橋(貯水池横断橋)



平成18年4月28日

国道25号橋



平成18年4月28日

国道7号トンネル(徳山地区)



平成18年4月21日

県道2号橋



平成18年4月30日

国道9号トンネル(徳山地区)



平成18年4月25日

付替道路工事進捗図(平成18年5月1日現在)

路線全体延長12.5km
 国道付替区間延長 11.1km
 県道付替区間延長 1.4km

29号橋
 (シツベ由定橋)
 橋長: 119.00m
 型式: 2径間連続PCラーメン箱桁橋

P1橋脚
 基礎形式: 大口径深礎杭
 φ9.0m×17.0m
 躯体形式: 中空箱形断面橋脚
 H=42.5m



27号橋完成予想図
 (扇谷姫街道橋)

橋長: 280.00m
 型式: 3径間連続PCラーメン箱桁橋
 (内外ケーブル併用)



P2橋脚
 基礎形式: 大口径深礎杭
 φ14.5m×20.0m
 躯体形式: 中空箱形断面橋脚
 H=52.5m

P1橋脚
 基礎形式: 大口径深礎杭
 φ14.5m×17.0m
 躯体形式: 中空箱形断面橋脚
 H=53.9m



P2橋脚
 基礎形式: 大口径深礎杭
 φ14.5m×21.0m
 躯体形式: 中空箱形断面橋脚
 H=59.0m

P1橋脚
 基礎形式: 大口径深礎杭
 φ14.5m×22.0m
 躯体形式: 中空箱形断面橋脚
 H=65.0m



25号橋完成予想図
 (磯谷ペロリ橋)

橋長: 252.0m
 型式: 3径間連続PCラーメン箱桁橋
 (内外ケーブル併用)



P2橋脚
 基礎形式: 大口径深礎杭
 φ14.0m×27.0m
 躯体形式: 中空箱形断面橋脚
 H=61.5m

P1橋脚
 基礎形式: 大口径深礎杭
 φ14.0m×29.0m
 躯体形式: 中空箱形断面橋脚
 H=58.0m



17号橋完成予想図
 (漆谷上原橋)

橋長: 322.5m
 型式: 3径間連続PCラーメン箱桁橋
 (内外ケーブル併用)



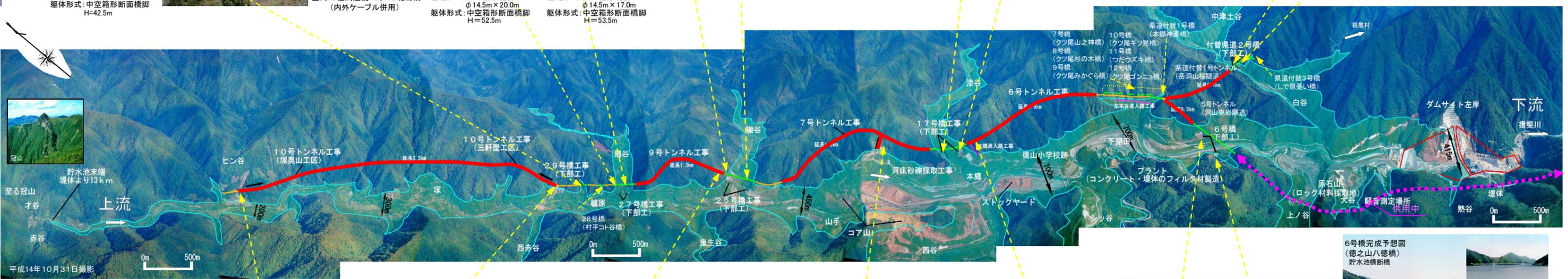
P1橋脚
 基礎形式: 大口径深礎杭
 φ14.5m×23.0m
 躯体形式: 中空箱形断面橋脚
 H=69.0m

P2橋脚
 基礎形式: 大口径深礎杭
 φ14.5m×21.0m
 躯体形式: 中空箱形断面橋脚
 H=65.0m



県道付替2号橋完成予想図
 (五平能舞橋)

橋長: 307.5m
 型式: 3径間連続PCラーメン箱桁橋



P1橋脚
 基礎形式: 大口径深礎杭
 φ19.0m×28.0m
 躯体形式: 中空箱形断面橋脚
 H=98.0m

P2橋脚
 基礎形式: 大口径深礎杭
 φ19.0m×32.5m
 躯体形式: 中空箱形断面橋脚
 H=101.0m

6号橋完成予想図
 (徳之山八徳橋)
 貯水池横断橋

橋長: 503.0m
 型式: 3径間連続PCポストレスト箱桁橋



資料 - 7

今後のスケジュール（案）

